

【高等教育修学支援新制度】

令和 7 年度からの多子世帯に対する大学等授業料減免について

令和 6 年度より、高等教育修学支援新制度の改正により、中間所得世帯（多子世帯）への支援対象が拡大されています。更に、令和 7 年度からは「多子世帯」の学生に対する支援が強化され、扶養する子どもが 3 人以上いる場合、所得制限なく、授業料（年額 62 万円）および入学金（25 万円）が減免されます。

※本制度は自動的に適用されるものではなく、申請が必要です。

＜本制度の利用を希望する方へ＞

本制度を利用するには、令和 7 年度の日本学生支援機構「給付奨学金」の申請が必要です。申請を希望する方は、必ず以下の「（新規）在学採用申込み説明会」に出席して下さい。

【在学生】

既に高等教育修学支援新制度を利用し、日本学生支援機構の「給付奨学金」及び「授業料等減免」を受けている方は、申請手続きは不要です。

【新入生】

高校在学時に「給付奨学金」の予約採用候補者となっている方は、入学後に必要書類を学生支援課に提出し、「進学届」の入力等の手続きが必要です。進学届を行うことで本採用となります。（入学後、追加で奨学金を希望する場合、以下の説明会に出席して下さい。）

＜（新規）在学採用申込み説明会＞

開催日時：4 月 15 日（火） 4 限目（15:00～16:30）

開催場所：1 号館 2F 126 教室

対 象 者：（給付・貸与）奨学金および授業料減免を希望する方（※印要確認）

（※1）多子世帯（扶養する子どもが 3 人以上）の方

多子世帯の要件

扶養する子どもの数は申込み時点ではなく、前年以前の年末（12 月 31 日）時点の住民税情報に基づき判定されます。

例）令和 7（2025）年 4 月申込み→令和 5（2023）年 12 月 31 日時点の住民税課税情報を基に判定

（※2）高校在学時の予約採用で収入基準により不採用となった場合でも、入学後に再度申請することで採用される可能性があります。

《審査および注意事項》

【多子世帯の要件判定】

多子世帯に該当するかどうかの審査は、申請手続き後、日本学生支援機構がマイナンバーを通じて行います。大学側では判定を行いません。

【学業の適格認定について】

学業の適格認定の結果によっては、多子世帯に該当していても支援を受けられない場合があります。（令和7年度より「学業要件」の見直しあり）

【学業要件の変更について】

高等教育の修学支援新制度では、大学進学後、学生の十分な学修状況を見極めるため学業要件が設けられていますが、学業要件の見直しが行われ、令和7年度から新たな要件が適用されます。なお、新しい学業要件は現在支援を受けている全学生に適用されます。